及川　雄司　呉屋　陽善　鈴木　計喜
清田　信義　瀧本　忠　若林　伸治
瑞宝双光章を授ける（各通）
北野　良三　和田　忍
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十八日）
伊藤　幹治　瀬川　忠行
瑞宝小綬章を授ける（各通）
岩城　武夫　小倉萬壽雄　高藤　和人
長沼　達明　森　修二　油井　碩也
瑞宝双光章を授ける（各通）
片山　冨次
瑞宝単光章を授ける（以上三月二十九日）
上間　長徳　岡野　敏　菊地　満
鈴木　衛　高木　米子　橋本　孝平
安田　義憲　横田　敏昭
瑞宝双光章を授ける（各通）
櫻井　久二　澤田　登
畠山　宏　村上　公男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月三十日）
板垣耕治郎　小野寺　亨
小原　俊彦　上條　健
瑞宝双光章を授ける（各通）
坂巻　祐一　富永與太郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月三十一日）
白石　敏夫
瑞宝小綬章を授ける
石川　經明　岩田　益
菅野　義幸　大友　玲子
須貝　義雄　鈴木　敏幹
出山　恒男
瑞宝双光章を授ける（各通）
川端　靖　竹添　森男　中島　上治
三上　孝　宮崎　義弘　和田　博
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月一日）
加藤　賢吉　桑原イト子　澤田　蔀
高木　廣志　富田　耕司　西澤　宗和
野尻　和幸　谷津　健郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
安達　信敏　木村　只吉　田才　光彦
藤田　亀壽　両角今朝男　柳浦　隆博
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二日）
伊藤　英夫　植松　正澄　宇野　政敏
木村　久夫　小林　昌訓　西浜　進
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐々木　宏　佐藤伊一郎　高橋榮三郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月三日）
小泉　晴一
瑞宝小綬章を授ける
内田　徳久　大窪　潮海　岡平　隆
櫻田　純司　佐々木良知　庄司　貞夫
鈴木　忠　玉井　幸雄　土居　茂男
瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視庁警部）
老　政治　大滝與志勝　有水　裕三
森　康男　山本　忠　横山　茂雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月四日）
（三重大学名誉教授）
山崎　忠久
瑞宝小綬章を授ける
岩崎喜三郎　小原　正記　甲斐　鶴義
小島　充　高橋　等　高橋　匡英
奈良　計孝　堀野　晋平　宮本　實
瑞宝双光章を授ける（各通）
上田　幸夫
瑞宝単光章を授ける（以上四月五日）
家島　健　濤　勇治　鬼塚　三郎
城戸　善英　高坂　清美　澤田　精耕
西村　誠　三輪　義衛　渡邊　三良
瑞宝双光章を授ける（各通）
（三重県警部）
市川　敦郎
榎本　有作　金井　了　狩野　文夫
近藤　一光　高畑　幸男　長岡　徳光
山谷　春芳
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月六日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年四月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

小関　善久　中野　悦子　木船　一幸
安藤　年孝　喜多川儀久　根本　守
池山せりょう　齋藤　浩幸　森谷　徳文
石橋　絵里　佐藤　静江　中上　哲雄
森下　啓子　藤松　曜　松倉　唯司
佐久間雅哉　竹内　則博　杉田　昭雄
竹内　文隆　八木　文彦　榊原　三郎
太宰　正俊　篠崎　彌生　福井　妙子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年四月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

石井　晶子　近澤　修平　飯塚　馨
小川　徳男　石本勝之丞　福田　敬子
富永　良太　丸井　茂嗣　岡本　篤
齋藤　正淳　松本　義利　岡村　武司
上山　義夫

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年四月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

福田　章一　高山　博子　河合　徳夫
松谷　正光　石原　進　小川　昌美
長澤美惠子　古川　浩　馬渕　隆一
江尻　岩夫　栢森　新治　篠原　准
佐川　信夫　内藤　進　葉　國璽
富澤　俊一

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年四月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

佐藤八重子　徳本　道輝
中山　忠彦　榊原　敬子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年四月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

埼玉スバル自動車株式会社
坂口電熱株式会社
城西運輸株式会社
南星運輸株式会社
日本郵政株式会社
シスメックス株式会社
新日本製薬株式会社
株式会社岡部
本州建設株式会社
株式会社サン・ピック
名古屋製酪株式会社
シヤチハタ株式会社
一般財団法人春秋会
株式会社ヒノックス
宗教法人真如苑
有限会社栄工業所
帝国チャック株式会社
リバー産業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年四月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故石毛正一遺族　石毛サチ子

褒章条例第六条により褒状を授ける

皇室事項

御祝電

天皇皇后両陛下は、スウェーデン国国王王妃両陛下の王孫御誕生につき、五月二日同国国王王妃両陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第三条第二十号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号に規定する指定公共機関を公示する件（平成二十五年四月十二日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十八年五月十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

第二十八号を次のように改める。

二十八　東京電力エナジーパートナー株式会社
第八十三号を第八十六号とし、第二十九号から第八十二号までを三号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の三号を加える。

二十九　東京電力パワーグリッド株式会社
三十　東京電力フュエル&パワー株式会社
三十一　東京電力ホールディングス株式会社